

## 蕨市重点地区防犯パトロール業務委託実施要領

## 1 目的

## (1) パトロール全般について

- ① 受託者は、市民の防犯意識の向上と犯罪抑止のための意欲を持ち、市民等が信頼と安心を感じられる勤務態度で業務に従事すること。
- ② 警備員は、自社規定の制服・帽子等を着用すること。また、パトロール中は、必ず、自社規定の身分証明書を携行し、警察官および市民等から提示要請があった場合は、速やかに提示すること。
- ③ この契約により、受託者に特別な権限を付与されるものではないことに留意すること。
- ④ 本業務の履行にあたって、疑義が生じた場合又は仕様書、本実施要領に定めのない事項については、受託者と市が協議のうえこれを決定する。なお、その内容については、速やかに警備員に周知すること。ただし、市民の安全を確保する等、緊急でやむを得ない状況が発生した場合、市が直接警備員に指示を行う場合がある。

## (2) パトロールの体制

## 徒歩によるパトロール（徒歩巡回）

## ア 巡回区域

原則、毎週木、金、土曜日午後6時00分から午後11時00分までの間、蕨駅周辺(塚越1、2丁目、中央1、2、3丁目、北町1丁目)などの区域とする。

## イ 巡回人員

上記アの巡回区域を、原則、警備員2名1組でパトロールを実施する。

## (3) パトロール時の基本的考え方

- ① 警察、消防、市の役割・権限を理解し、市民より説明・対応を求められた際には、それに係る法令、条例、規則を遵守した丁寧な説明を行い、理解に努めること。
- ② 人命等に係る救急対応は、警備員の責任・判断のもと最善を尽くし、関係機関に速やかに連絡すること。
- ③ 言動および態度等には十分注意し、市民等が信頼と安心を感じられる厳正な勤務態度で業務に従事すること。
- ④ 犯罪や事故等を発見した際の対応  
(ア) 警備員は、パトロール中に、犯罪や事故の発生現場に遭遇した場合は、直

ちに110番通報し、自身に危害が及ばない範囲で安全確保に向けた措置を取る。また、火災を発見した場合には、直ちに119番通報し、自身に危害が及ばない範囲で初期消火、被災者救護を図ること。

- (イ) 通報後、警察や消防が現場に到着するまでは待機し、引き継ぎをしてから通常のパトロールに戻る。
- (ウ) 犯罪や事件・事故等の特異事案等を取り扱った場合は、事案の概要を速やかに市へ口頭又は電子メール等により報告するとともに、事後、勤務日誌に記録すること。

#### ⑥ 不審者（車）を発見した際の対応

(ア) 不審者とは、外形上、子どもや女性の後をつきまとう、声をかける、いざれかに誘う等の様子のある者、奇声を発している者、服の一部又は全部を自ら脱いでいる様子の者、その場所・時間帯に相応しくない人着の者、刃物等の凶器を所持している様子の者、その他不審な挙動のある者等をいう。

(イ) 不審車両とは、外形上、信号無視を繰り返しながら交差点を通過している、蛇行運転を繰り返している、運転席や助手席の様子が見えない、ナンバープレートが跳ね上がっていて見えない等の特徴を有する車両をいう。

(ウ) 不審者（車）等の発見・対応時は、相手からの反撃に十分留意し、無理な追跡、確保はせず、速やかに110番通報し、警察官が現場に到着するまで、不審者（車）等の行動を監視すること。

(エ) 警備員が110番通報できない場合には、通行人等に110番通報を依頼すること。

(オ) 不審者等が発見した場合には、その者の性別、年齢、服装、身長、体格髪型、所持品など必要事項を記録すること。

(カ) 不審車（オートバイ、自転車を含む）等が発見した場合は、色、型、ナンバー、乗車人員、服装、逃走方向など必要事項を記録すること。

#### ⑦ 傷病人等の要救護者（傷病人等）を発見した際の対応等

(ア) パトロール中に、要救護者（傷病人等）を発見した場合には、声を掛け、保護者等がない時は110番通報すること。

(イ) 要救護者（傷病人等）が怪我を負い、または、具合が悪い場合には、119番通報し、救急車を要請すること。

(ウ) 通報後、警察官や救急隊が到着するまで、現場で要救護者（傷病人等）を介護し、警察官等に状況を説明すること。

注) 要救護者については、110番・119番通報を徹底し、自宅までの送迎は原則行わないこと。

#### ⑧ 重大事件事故・大規模災害時等の対応

(ア) パトロール中に、重大事件事故、地震、台風等の影響範囲が大きい自然

災害等が発生し、又は、発生の恐れのある時は、通常のパトロールを中断し、市からの指示に従うこと。

(イ) 上記(ア)に記載の事案に際しては、市からの指示に基づき、市民の安全確保を優先とし、避難誘導、現場の状況や情報収集を行うとともに、市民への情報提供として、音声データによる広報、その他市が指定する内容を警備員の肉声によるマイク広報等を行うこと。

注) 広報は、市内全域又は特定の地域において、通常広報時間帯以外においても実施することがある。

(ウ) 上記(ア)に記載の事案における活動においては、警備員に危害が及ばない範囲内で安全確保を行った上で対応することとし、対応困難な状況が発生した時は、直ちに市へ連絡して指示を受け、適切に対応すること。

(エ) 可能な範囲内で市内の被害状況等をできる限り情報収集(記録)し、市へ報告すること。

(オ) 緊急かつ重要及び市が必要と認める事態が生じた場合は、警備員の人員、配置などを変更する場合がある。

#### ⑨ その他

(ア) 不法行為や迷惑行為等を発見し、警備員のみでは対応が困難な場合には、警察や消防などの関係機関へ連絡すること。

#### (4) パトロールの報告

市と協議の上決定した書式を用いて、下記の方法により報告すること。

##### ① 日報による報告

「日報」は、原則としてパトロール実施日の翌日午前10時(平日のみ、翌日が閉庁日の場合は翌営業日)までに、市へ電子メール等を用いて報告を行うこと。

##### ② 月報による報告

「月報」は、原則としてパトロール実施月の翌月5日までに、市へ電子メール等を用いて報告を行うこと。

##### ③ 特異報告

パトロール中に発見した異常や事件・事故、緊急の案件等を取り扱った場合は、事案の概要を速やかに市へ口頭報告又は「特異報告書」を使用して電子メール等にて報告を行うこと。事後、日報にも記録すること。

##### ④ マッピング報告

上記①、②、③のほか、市が指定するデータ内容について記録したエクセルデータを日報と併せて市へ電子メール等を用いて報告すること。

注) 上記①、②、③、④の報告内容について、変更の必要が生じた際には市

と協議して対応すること。

(5) その他

- ① 各警備員が所持している携帯電話には埼玉県警察の「犯罪情報官 News」・蕨市メール配信サービス等を受信できるように設定して犯罪発生状況の把握に努めること。

2 パトロール内容

(1) 徒歩によるパトロール

① 通常パトロール

ア パトロール実施時間

午後6時00分から午後11時00分

イ パトロール区域

原則、市が指定する区域

ウ パトロール内容

- 市民の安全と安心感の向上、犯罪抑止の観点から、「見せるパトロール」を心掛けること。
- 路上飲酒・喫煙、たむろ、客引き等に対する声かけ  
埼玉県迷惑行為防止条例、蕨市路上喫煙の防止等に関する条例、蕨市さわやか環境条例、道路法、道路交通法に抵触する行為を発見した場合には、口頭指導を行うこと。その際、言動には十分注意し、無用なトラブルは避けること。

② 特別パトロール

ア パトロール実施時間

随時（市が指定する時間帯）

イ パトロール区域

市が指定する区域

ウ パトロール内容

特別に巡回すべき事態が発生した場合等に、市が指定する地域をパトロールする。

○ パトロールの例

- ・ 街のパトロール

防犯団体や地域住民等が行う防犯パトロールへの同行。

③ 緊急警戒パトロール

ア パトロール実施時間

随時

イ パトロール区域

該当地域

ウ パトロール内容

埼玉県警察「犯罪情報官 News」・蕨市メール配信サービス等により不審者情報を入手し緊急に対応すべき事態が発生したと判断した時に、該当する地域をパトロールする。市等からの連絡により、通常時に行う前記①及び②のパトロールを中止し、緊急パトロールとする場合。

エ パトロールの例

○ 不審者対応

- ・埼玉県警察「犯罪情報官 News」・蕨市メール配信サービス等により不審者情報を入手した場合に、当該地区を担当する警備員は、パトロール地域内に不審者、車、物がいないかの見回り警戒活動を行う。
- ・必要に応じて、子どもへの声かけ（知らない人についていかない、早くに帰る等）及び高齢者等への声かけ（表通りを歩く等）注意喚起を行う。
- ・不審者を発見した場合は、1(3)⑥による対応を行う。なお、不審者を発見したことについて、市へ報告すること。

(2) その他社会通念上の迷惑行為等の抑止・啓発ほか

通常巡回などのパトロールを通じて、埼玉県迷惑行為防止条例、騒音規制法、蕨市路上喫煙の防止等に関する条例、蕨市さわやか環境条例、蕨市自転車等放置防止条例、道路法、道路交通法等に基づき、各種迷惑行為の抑止・啓発活動を実施する。

① 路上飲酒に起因するゴミのポイ捨て、騒音

公道（市で把握している場所）において複数人でたむろするなどして路上飲酒しているのを認めた場合には、その行為者らに対して、路上飲酒によるゴミの放置や騒音の苦情が市に寄せられていることを告げてその場からの移動などを促すこと。

パトロール時に上記以外の場所で路上飲酒している状況を認めた場合にも上記と同様に対応し、日報で同所の状況について報告すること。

また、飲食店が道路や歩道上にテーブル等を出し、客に飲食させている状況を認めた場合には、苦情が寄せられている旨を告げるなどの指導を行い、日報により市に報告すること。（但し、感染症に対応するための沿道飲食店等の路上利用に伴う許可がある場合を除く。）

② 路上喫煙

路上喫煙禁止区域内（蕨駅周辺）で喫煙している者に対して、喫煙ルールに基づき、喫煙行為を止めるよう指導を行うとともに、喫煙可能な場所へ誘導を行うこと。

③ 放置自転車

ア 警告札の貼付

自転車が放置禁止区域内（蕨駅周辺）に放置されているのを認めた場合には、警告札を貼付し、日報でその状況について報告すること。

イ 放置自転車防止広報

市が指定する地域において自転車利用者に対して駐輪場の利用を呼び掛ける広報を実施すること。

④ 街路灯確認

パトロール中に街路灯が点灯していない状況を発見した際には、街路灯番号などの必要事項を報告書により報告すること。